KawasakiCS2 立ちゴケ救済プラン規約

「Kawasaki CS2 立ちゴケ救済プラン」規約

この規約は、Kawasaki CS2 GROUPに加盟する店舗（以下、CS2加盟店・加盟店舗については後述）が提供するサポートシステム（以下、本サポート制度という）のサポート条件等を定めたものです。CS2加盟店は、立ちゴケ登録シート記載の二輪車（以下、対象車輌という）の立ちゴケ被害に対し立ちゴケ登録シート記載の購入者（以下、購入者）が被る損害に対して、本規約に従いサポートサービスを実施致します。

第1条（サポートの概略）

1.用語の定義

本サポート制度において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。

（1）「サポート制度」Kawasaki CS2 GROUPが加入者に提供するサービスで、サポート制度責任期間中にバイクが立ちゴケ被害に遭った場合にサポート修繕金を給付する制度

（2）「立ちゴケ」停車中・車両乗降中・車両の押し引き中などにバランスを崩して、バイクを倒してしまうこと。

2. サポートの対象車両

2011年2月1日よりCS2加盟店にて販売のカワサキ製の軽二輪以上のモデルの新車（対象車両については、入荷状況、発売状況によって変更する場合があります。特価車両については対象外となる場合があります）カワサキ製の新車2年保証が付帯する車両新車に限るものとする。

3. サポートの対象者

CS2加盟店にて、カワサキ製の軽二輪以上のモデルの新車を購入され、保証登録された方（対象車両については、入荷状況、発売状況によって変更する場合があります。特価車両については対象外となる場合があります）

4. サポート制度責任期間

保証登録シートに記載された納車日から30日とします。

5. 個人情報の取扱い

（1）「個人情報の取得」CS2加盟店は業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

（2）「個人情報の利用目的」CS2加盟店は、取得した個人情報を必要な範囲を超えて利用しません。利用目的を変更する場合には、その内容を購入者に通知するか、ホームページ等に公表します。

（3）「個人情報の第三者提供」①CS2加盟店は、法令に基づく場合等正当な理由によらない限り、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。②CS2加盟店の業務遂行上必要な範囲内で、委託先に提供する場合。

第2条（立ちゴケサポート規定）

（1）「サポート内容」停車中、車両乗降中、および車両の押し引き中の転倒による破損の修理、交換部品代などを最大3万円までサポートします。サポート利用時の免責金（自己負担額）は5,000円となります。

（2）「サポートする場合/下記の事項をすべて満たす必要があります」

a. CS2加盟店が立ちゴケによるキズと認定した場合。

b. 日本国内における事故発生時とする

c. 擦りキズ/凹みの修復（板金、塗装）費用、交換部品代、交換工賃などに適用されます。

d. 修復部位は問いませんが、車両の片面のみが対象となります。

e. サポート対象となる部品はメーカー純正パーツ（純正アクセサリー含む）とし、破損部品と同一のものとなります。同一部品がご用意できない場合、同等の代替品とさせていただきます。

f. 破損の修理、部品交換の作業はCS2加盟店に限らせていただきます。

g. サポートを受ける時点で対象バイクを購入したCS2加盟店が廃業等していた場合は、CS2加盟店内で同内容のサポートをいたします。

（3）「サポートされない場合」

a. 購入者および購入者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害

b. 購入者および購入者の親族・使用人・同居人・止宿人ならびに対象車車両もしくはその収容場所の監守人が自らまたは加担した損害

c.購入者が死亡した時

d.購入者が登録車両の所有権を喪失したとき

e.立ちゴケして体制を立て直した後、再度倒れた場合での2回目に立ちゴケした片面の損害

f.複数の立ちゴケをまとめて1回で請求する場合

g.サービスを規約外の内容で利用しようとした場合

h.サービスを行う際にCS2加盟店または業務提供先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると判断した場合

i.CS2加盟店が立ちゴケによるキズと認定しなかった場合

j.走行中（低速を含む）に倒れてバイクが損害を被った場合

k.レース、ラリー等通常の方法と異なる使用及び仕様による転倒の場合

l.落書きやいたずらによるすり傷や凹み傷・盗難・不正改造により取付けられた装備部品の損害

m.お客様が車両保険をお使いになる場合は全額車両保険でのお支払いとなります。但し、車両保険に免責金額が設定されている場合は免責金額部分についてサポートが適用となります。

n.修理費用が3万円を超過した金額については、お客様の自己負担となります。

（4）サポート回数

有効期限内に1回のみのサポートとなります。本サポート使用と同時に立ちゴケサポートは終了します。

（5）立ちゴケ修理に関して交換した部品の所有権

商品の交換あるいは補修により取り外した部品はKawasakiCS2グループ購入店の所有となります。

KawasakiCS2 追加1年保証規約

「Kawasaki CS2 車両追加1年保証」規約

本規約は、Kawasaki CS2グループが提供する『Kawasaki CS2 車両追加1年保証』（以下「本サービス」という）に関する利用条件を規定したものです。お客様が本サービスをご利用の際には、お客様が以下の規約にご同意されたものとします。

第1条 対象車両

Kawasaki CS2グループにて購入された川崎重工業株式会社製126cc以上の二輪車の新車を対象車両とします。（競技車輌は除く）

第2条 本サービスの内容

保証書に記載の対象車両（以下「本車両」という）の保証部位に、自然発生等による故障が発生した場合、その修理代金（部品代金及び工賃）をKawasaki CS2グループにて保証いたします。

第3条 保証期間

延長保証の期間は、メーカー保証2年間が終了した翌日から1年間とします（以下「延長保証期間」という）。なお、メーカー保証期間内に初期不良等でメーカー及び販売店より代替品が提供された場合でも、延長保証期間は変更されないものとします。

第4条 保証金額

1部位の修理における保証金額の上限は10万円（税込）となります。

第5条 保証回数

延長保証期間内において修理回数に制限はないものとしますが、修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給不可等）はKawasaki CS2グループ購入店にて同機種または同等車両の再購入費用として10万円を限度に補償いたします。これにより延長保証は終了となります。尚、その際の車輌の処理費用はお客様のご負担となります。

第6条 保証条件

購入店舗にて毎回の法定点検（1年・2年点検）を受けていることが延長保証の条件となります。

第7条 保証対象部品

フレーム・フロントフォーク・スイングアーム・ホイール・リヤサスペンション・エンジン・トランスミッション・クラッチ・ブレーキ・ステアリング・燃料系統・燃料噴射装置・冷却装置・メーカーが定めた主要部品・その他Kawasaki CS2グループが定めた主要部品。※車種により保証部位が異なる場合があります。

第8条 保証適用外の範囲

外装部品・シート・消耗部品（ブレーキパッド・プラグ・タイヤ・チューブ・油脂類等・バッテリー・ブレーキディスク・クラッチディスク・オイルエレメント・エアクリーナー・マフラー・電球類・ヒューズ等）・メーカーが定めた部品・その他Kawasaki CS2グループが定めた部品（社外部品については対象外となります）

第9条 交換部品の所有権

商品の交換あるいは補修により取り外した部品はKawasaki CS2グループ購入店の所有となります。

第10条 保証できない事項

（1）次の事項は保証の対象外となります。

①Kawasaki CS2グループ以外で行われた保守、修理、整備、カスタム等の不備またはミスに起因する不具合。

②お取り扱い上のはなはだしい不注意や誤用及び過積載など通常の仕様限界を超えた車両の酷使に起因する不具合

③法令及びメーカーの定める定期点検を怠った場合。

④メーカーが定める定期交換部品の交換を怠ったことに起因する故障。

⑤違法改造及びメーカーが認めていない改造（エンジンチューンアップ、車高の変更、ウインカーおよびヘッドライトの減増設など）に起因する不具合。

⑥バイク競技や業務使用など通常の使用方法とは異なる状況下での走行に起因する不具合。

⑦異常を覚知していたにもかかわらず継続して使用したことによる二次的な不具合。

⑧純正部品およびメーカーが指定する油脂液類（オイル、ブレーキ液など）が使用されなかったことによる不具合。

⑨メーカーが本車両のリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる本車両の修理

⑩長期間にわたる不使用による不具合。

⑪KawasakiCS2グループ以外でメーターの交換を行った場合。

⑫消耗、磨耗、経年変化などによる不具合

⑬客観性のない現象で、本車両の機能及び使用の際に影響のない個人の感覚的現象。（音、振動、オイルの滲みなど）

⑭地震、台風、水害などの天災、事故、盗難、または悪戯などの外的要因に起因する不具合。

⑮衝突、接触、塩害、風水雪害、薬品、鳥ふん等の外的要因によるもの。

⑯保証期間に故障や不具合があったのにも関わらず、保証期間終了後にKawasaki CS2グループに報告があった場合。

⑰車両を海外へ持ち出した場合。

⑱保証書を紛失した場合。

⑲第12条の「遵守事項」を守らなかったことに起因する不具合。

（2）次に示す費用は保証の対象外となります。

①点検、清掃及び定期点検整備の費用。

②法令に定められた継続検査に伴う点検整備の費用。

③消耗部品及び油脂液類の交換費用。

④車両を使用できなかった事による不便さおよび損失など。（電話代、代車代、ガソリン代、レンタカー代、休業補償、営業損失など）

⑤Kawasaki CS2グループ加盟店以外で行った修理、整備の費用。

⑥Kawasaki CS2グループが定めた遠隔地への出張修理に要する旅費。

第11条 間接損害

次の事項は保証の対象になりません。

（1）車両の故障または損傷に起因して他財物に生じた故障、若しくは損傷等の損害。

（2）本車両の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡及び怪我を含む）。

第12条 遵守事項

安心して車両にお乗り頂くために、次の事項を必ず守ってください。守られていない場合は保証修理をお断りさせていただくことがありますのでご承知下さい。

①取扱説明書などに示す取扱方法に従った使用

②日常点検の実施

③法令及びメーカーが指定する定期点検整備の実施

④メーカーが指定する定期交換部品の交換

⑤毎回の点検整備がなされていることを証明できるようメンテナンスノートへの記録

第13条 保証書の発効

この保証書はKawasaki CS2グループ加盟店が必要事項を記入、捺印することにより有効となります。また、故障が発生した場合でも、直前の2年点検あるいは継続検査が末了の場合は、本保証は無効となります。

第14条 保証の受け方

保証修理をお受けになる場合は、Kawasaki CS2加盟店へ車両、メンテナンスノート、この保証書をお持ち下さい。これにより保証修理を致します。尚、Kawasaki CS2グループ加盟店以外の店舗にお持込いただいた場合は、本保証の対象とはなりませんのでご注意下さい。

第15条 保証の継続について

本車両を転売、譲渡、廃車された場合、本保証は終了となります。

第16条 届出

転居等をされる場合は、事前に保証書記載店にご連絡下さい。

第17条 免責

（1）Kawasaki CS2グループは、追加1年保証対象者に対し、本規約に基づくサービスの利用により発生した会員の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。以下、本条において同じ。）及びかかるサービスを利用できなかったことにより発生した追加1年保証対象者の損害に対し、故意又は過失がない限り、損害賠償を含むいかなる責任も負わないものとします。

（2）Kawasaki CS2グループは、やむを得ない理由により保証修理の提供をお断りする場合があります。

第18条 個人情報の取扱

（1）Kawasaki CS2グループは、本サービスの運営において知り得たお客様の氏名、住所、電話番号や対象車両に関する情報などの個人情報（以下、個人情報という）を次の利用目的に使用します。

①お客様からご依頼を受けた各種サービスを提供するため

②お客様に対して各種営業情報及び販促品等を提供するため

③上記①における各種サービスのご提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際に連絡するため

④お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため

⑤属性ごとに分類に分かれた統計資料を作るため

（2）Kawasaki CS2グループは上記（1）の目的のため、本サービスの一部を第三者に委託することがあります。この場合、Kawasaki CS2グループは、当該第三者にお客様情報を提供することがあります。この場合は、Kawasaki CS2グループは、当該第三者に対し、自らが負うと同等の責任を果たすよう指導管理いたします。

（3）お客様は、Kawasaki CS2グループがお客様情報をKawasaki CS2グループ加盟店に提供することに同意します。

Kawasaki CS2
Authorized Reliable shop of Kawasaki
カワサキに賭ける熱い想いとこだわりを持つ、安心できるサービスネットワークグループです！